

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/">https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/</a>

執行機関名 島根県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第二の項 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、教育の機会の均等を図り、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活に困窮している世帯に対し、島根県私立高等学校等奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ	島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱第2条2号
②情報提供者	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	就学支援金の支給に関する情報	就学支援金の支給に関する情報